

奈良県ヘリポート供用規程

空港法（昭和三十一年法律第八十号）第十二条第一項の規定に基づき、奈良県ヘリポート供用規程を次のとおり定める。

第一章 奈良県ヘリポートが提供するサービスの内容

（運用時間等）

第一条 奈良県ヘリポートの運用時間 13時間（7：00～20：00）

2 奈良県ヘリポート機能施設事業等の営業時間については、別に定め、インターネットその他の適切な方法により公表するものとする。なお、その内容は常に正確かつ最新の内容に保つよう努める。

（奈良県ヘリポートの概要）

第二条 滑走路（着陸帯）の幅

35m×30m

2 運航

離着陸できる機体は、全長26m以内かつ最大離陸重量11t以内のヘリコプターに限る。

3 エプロン 5バース

4 施設

ABN、BDRY、RG、TWYL、WDIL、FLO

（奈良県ヘリポートが提供するサービスの内容に関する情報）

第三条 次に掲げる奈良県ヘリポートが提供するサービスの内容に関する情報については、別に定め、インターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。なお、その内容は常に正確かつ最新の内容に保つよう努める。

- 一 総合案内所、観光情報センターその他の奈良県ヘリポートが提供するサービスに係る施設に関する情報
- 二 空港管理者等の氏名、住所及び連絡先その他の奈良県ヘリポートに関する情報
- 三 前二号に掲げるもののほか、地震災害等の緊急時に空港が提供するサービスその他の奈良県ヘリポートが提供するサービスの内容に関する情報

（サービスの利用者その他の者が遵守すべき事項）

第四条 空港が提供するサービスの利用者その他の者が遵守すべき事項に関しては、次に掲げるもののほか、空港管理規則（昭和二十七年運輸省令第四十四号）の定めるところによる。

- 一 正当な理由がなく、刃物、棒、小型無人機（重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）第二条第三項に規定する小型無人機をいう。以下同じ。）その他の使用方法により他者に危害を加える又は混乱を招くおそれのある物を持ち込んで서는ならない。
- 二 知事の承認を受けずに小型無人機を飛行させてはならない。

附 則

この奈良県ヘリポート供用規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この奈良県ヘリポート供用規程は、令和元年9月13日から施行する。